

## 重要経済安保情報保護活用諮問会議（第4回） 議事要旨

### 1 日時

令和6年9月12日（木）16時30分から18時00分までの間

### 2 場所

中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

### 3 出席者

#### （委員）

神橋 一彦	立教大学法学部 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局総合局長
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
吉田 直人	株式会社 日経BP 代表取締役会長
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授

#### （政府側）

高市 早苗	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
井上 裕之	内閣府事務次官
市川 恵一	国家安全保障局次長
泉 恒有	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
佐々木啓介	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）
米山 栄一	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）

### 4 議事概要

#### （1）事務局説明

事務局から、資料1及び資料2の内容について説明があった。

#### （2）自由討議

- 情報指定要件該当性①の「重要経済基盤保護情報該当性」について、特定秘密保護法と比較すると、特定秘密保護法では第3条第1項において、「当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報」と規定されており、同法別表の1から4にそれぞれ防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4項目が入っている。仮に、これを大項目とすると、本法でこれに対応するのが第2条第4項の第1号から第4号ということになると理解している。また、特定秘密保護法の別表では、更にイロハ形式で細かく記載されており、これを中項目とし、さらに、同法の運用基準に定められている細目を小項目とすると、大中小の三段階の構成になっている。横並びで考えると、特定秘密保護法の中項目が資料2の情報類型でいう白丸（○）にあたり、小項目が黒丸（●）やチェックマーク（✓）に相当するという関係をイメージしているが間違いはないか。

（事務局より回答）

法律的な整理として申し上げますと、まず、大項目にあたる特定秘密保護法でいう防衛、外交等の4つの分野については、重要経済安保情報保護活用法ではそもそも分類をしていないというふうに考えている。資料2の3ページに記載している③外国の政府又は国際機関からの情報、④情報の収集整理又はその能力は特定秘密保護法と同様のものを想定しており、この表現と階層構造は特定秘密保護法の別表と同様となっている。中項目というのが本法では3ページに記載している①から④に該当し、これをさらに具体的に類型化した小項目にあたるものが資料2の4ページから6ページに黒字で白丸や黒丸やチェックマークで記載をしているものであり、運用基準にはこれらを記載することを想定している。

- 2つ目の要件の「非公知性」については、やや微妙な判断が含まれるのではないかとと思われる。
- 経済安全保障をめぐる情勢については変化が速いという認識が、指定期間の設定との関係で資料2の8ページに示されているが、情勢についての変化が速いというのは、時間的な要素が重要であるということとも理解できる。本法の運用との関係で時間的な要素をどう考えるのかということは、非公知性というものをどのように考えるかということにも関連してくるよう思う。
- 本法において、非公知性というのは指定の要件であると同時に、それを欠くことに至ったことが、本法第4条第7項において解除の要件になっている。
- 非公知性について、資料によると「当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない」となっているが、例えば、当該情報と同一性を有する情報が、極めてアクセスが限定された情報源（一般には知られていないようなソース）によって公表された場合などを考えると、情報が一定程度拡散した段階で非公知性を満たさないと判断されるのであろうか。時間的な要素との関係で、どこから非公知性を判断するのかということについては、一種のグラデーションがあるのだろうかという問題があるように思う。資料では「非公知性の判断については、知る必要がある者、実際に知っている者、情報の管理状況等を勘案し、個別具体的にを行う」と記載されているが、以上の点は、その意味をどう考えるかにも関わってくるように思う。非公知性と時間的な要素との関係について、具体的なイメージを伺いたい。

（事務局より回答）

非公知性の考え方の本質としては、現に不特定多数の人に知られているか否かということであり、例えば、限定的な者に向けて発信されているという状況では、その限定の仕方や限定されるメンバー等の具体的な状況にもよるが、非公知性を満たす場合もありうると思う。その意味ではグラデーションという側面がないわけではないが、非公知性は情報指定の要件であるため、指定できるか否かははっきり決めなければいけない。この点については、資料に記載のとおり、個別具体の状況に応じて各行政機関で適切に判断するということになる。

- 「非公知性」は、指定要件の3つ目の「秘匿の必要性」とは分けて考えるのか、それとも一部は連動するものとするのか。

（事務局より回答）

法律上では「非公知性」と「秘匿の必要性」の要件は互いに独立はしているが、秘匿の必要性の要件として「漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれ」のとおり、「漏えい」と書いている以上、その情報は基本的には非公知性を満たしていることが前提となっているため、ある程度は関係してくると思われる。

- 情報管理については、秘密保持に対する民間事業者や労働者の負担も考慮する必要があるのではないか。
- 重要経済安保情報の指定にあたっては、衆・参の附帯決議にもあるとおり、情報保全の必要性と国民の知る権利とのバランスへの留意が必要ではないか。そのため、指定する情報は、真に守るべき政府保有情報のうち、合理的で最小の範囲にとどめるとともに、情報指定の適否については、独立公文書管理監が適切に検証して監察を行える体制を整えていくことも必要ではないかと考える。
- 重要経済基盤保護情報の該当性として、情報の類型が例示されている箇所の米印には、「行政機関が講じる措置に関する情報を想定」や「行政機関が調査・分析・監督・審査等を通じて得た、もしくは外国政府等から入手した情報を想定」というように、この措置は行政機関が講ずる措置に限るということが記載されているが、このことを運用基準やガイドライン、Q&Aなど、いずれかに明記していただきたい。
- クリアランスホルダーが秘密保持に対する負担を必要以上に負うことは避けられるべき

であり、重要経済安保情報の指定期間の延長や指定解除など変化が生じた場合には、クリアランスホルダーが速やかにそのことを知り得る仕組みを整えておくことが重要であると考え。資料では、適合事業者が契約に基づいて従業者に周知するとあるが、転職者や退職者への周知についても、契約を結んだ適合事業者が行うことになるのか。

(事務局より回答)

特定秘密保護法では、基本的には従業者あるいは転職者や退職者から適合事業者に対して問い合わせがあった場合に、指定期間の延長や解除があったことを適合事業者から回答することを想定していると聞いている。重要経済安保情報保護活用法の実務ではどうするかという点については、様々な方法が想定される。特定秘密保護法と同様に、問い合わせがあった場合、問い合わせに対応するようにしておくという運用もあり得るが、例えば適合事業者から連絡するということになるとう企業側の負担が大きくなってしまふこと、また、従業者にとっては、自身の連絡先が変わる度に、かつての勤務先にその変更登録をし続けなければならないということになるため、そのことも含めて実務をどうするかを検討する必要があると考える。

- 特定秘密制度では、転職者や退職者から事業者に対して問い合わせをすることになっているとのことだが、今回の制度がしっかり運用されれば、制度を活用する民間事業者はおそらく特定秘密制度よりも増えていくということが推察される中で、転職者や退職者が元の企業に連絡を取るというのはかなりハードルが高いのではないかと。例えば、適性評価では、クリアランスホルダーの事情が変わった場合の報告先があったため、行政側に何らかの窓口があって、そこに問い合わせできることも含めて、対処方法について引き続き検討いただくとありがたい。
- 不適切な指定、解除及び管理への対処について、仮に適合事業者において漏えいを含む不適切な管理がされた場合には、契約解除や違約金の請求権、つまり、民事責任を問えるような内容を契約に織り込むという項目があるが、この効力の範囲は、あくまでも企業に対する違約金の請求権であって、例えば、情報を漏えいした従業者個人に対してもその責任が及ぶのか。

(事務局より回答)

違約金の契約の範囲について、契約はあくまで行政機関と事業者との間で締結するため、契約の当事者は従業者ではない。よって、違約金の請求権は行政機関が事業者に対して請求をするということを念頭に置いており、行政機関から契約に基づき従業者に対して違約金のようなものを請求するということは想定をしていない。

- 重要経済安保情報を活用しようと考えている企業や大学等にとって、どういう情報が指定されるかは、検討の端緒になるため非常に重要である。できる限り分かりやすく示していただくことが大事である。
- 指定の対象となる情報について、法案成立前の有識者会議の最終とりまとめには、真に守るべき政府保有情報に限定して保護すること、指定の対象となる情報の範囲については法令等によりあらかじめ明確にしておくことが盛り込まれており、全くそのとおりであると思う。そのような観点で今回の資料を見た場合に果たして十分かどうかは、企業によって受け止め方は様々だと思うが、その判断基準になるものであるため、非常に重要である。
- 指定の対象となる情報について、資料2の4ページ及び5ページにおいて、「基本的に行政機関が講じる措置に関する情報を想定」や「基本的に行政機関が調査・分析・監督・審査等を通じて得た、もしくは外国政府等から入手した情報を想定」と注釈が打たれていることは非常に重要である。この注釈により、民間が保有している情報も指定されるのではないかという疑いが一定程度払拭されると思うが、それでも疑問をもつ企業がいるかもしれない。注釈の内容は、運用基準をパブリックコメントにかける時点で明確にしておいた方が無用な不安や疑念を招来せず済むのではないかと。注釈については、ガイドラインや Q&A でなく、運用基準に記載いただく方が官民双方にとって有益では

ないか。

(事務局より回答)

民間事業者から提供を受けて政府が保有している情報について、仮に指定したとしても、その効力は指定の以前から保有している者には及ばないといった議論も含めて、運用基準に書く際には丁寧に記述することも想定している。

- 予見可能性の観点から指定する情報はできるだけ法令等によりあらかじめ明確にしておくべきである。資料2の4～6ページに重要経済基盤保護情報の類型が示されているが、これだけではどういった情報が指定され得るのかイメージが付きにくい。もう少し具体的な情報を運用基準に記載することはできないか。できないのであれば議事要旨に残すなど、何らかの方法で可能な限り速やかに示すことができないか、工夫いただきたい。具体的な情報のイメージは、企業における活用の検討にあたっての端緒となるので重要である。運用基準が明確になれば、各行政機関の情報指定に関する認識は、ある程度統一されてくるものと期待している。できるだけ各行政機関の認識が統一される形で運用基準が機能するように、各行政機関への周知徹底をお願いしたい。
- 情報の指定から解除までには、あるいは解除には相当程度の時間がかかる可能性があるが、その間で情報の性質や重要性は大きく変化していくので、そのような状況の変化に対して、事業者やその従業員がどのように対応していくべきか、情報共有を速やかにするために運用基準にどこまで書き、それを実際にどう説明するかということを考える必要があると思われる。
- 第1回諮問会議において、岸田内閣総理大臣から、既存の特定秘密保護制度とシームレスに運用することについて発言があったが、まさにそのとおりで、特定秘密保護法における運用基準と対応しているものが多いだけに両法律に関わってくる情報も想定され、境界が分かりにくいものもあるのではないか。また、当初は重要経済安保情報の概念に含まれるものが、時間の推移、技術の進歩状況の変化によって、防衛、外交上の問題へと徐々に広がり、両方に関わってくる、あるいは最終的には特定秘密に変化することも考えられるのではないか。
- 重要経済安保情報保護活用法は、特定秘密保護法と比べて多くの民間事業者が利用すると思われる。防衛の場合は民間事業者も利用しているが、重要経済安保情報保護活用法の方が幅広いと思われる。そうすると、こういう場合にはこうなるといった説明を最初の情報指定、あるいは各省庁と企業との最初の接触の段階からできるか、あるいは状況の変化に応じて情報共有できるような仕組みをしっかりと考えていただきたい。それがその後の情報漏えいを防ぎ、あるいは解除になった場合まで含めて、民間事業者にとって活用しやすい仕組みに繋がっていくと考える。
- 「非公知性」の概念について、例えば、不正競争防止法等でも非公知性という概念はあるがそれとは違うと考える。例えば、営業秘密として保有していたとしても、多くの政府が保有していたらおそらく意味がない。また、公表されているものが見かけ上は同じ情報であったとしても、状況によって違うかもしれないため、「非公知性」という言葉の定義がなかなか難しく、その説明は必要ではないか。

(事務局より回答)

仮に保護すべき情報がすでに多くの政府機関の知るところになっているのであれば、その情報が漏えいしたとしても安全保障に支障があるといえない場合もあるかと思うため、情報がどこまで知られているのかということについても、当然指定の要件の一つである秘匿の必要性を判断する場合の要素になり得ると考える。また、第三者が揣摩臆測のもとに流布した情報が、行政機関が保有する情報と偶然内容的には一致していた場合については、たまたま行政機関が保有する情報を言い当てただけであり、情報としての同一性はないと整理することになると考える。非公知性を満たしているか否かは、原則としては不特定多数の者に現に知られているか否かということであり、最終的には個別具体的な状況に応じて判断することになるかと思うが、ただ基本的には指定することが想定

されるのは政府がある程度秘密裡に行った調査や研究や分析に基づく情報を指定することになるため、実務上は情報が現に不特定多数の者に知られているという状態は通常はあまりないのではないかと考える。

- 指定解除の表示は非常に重要であり、多くの民間事業者には様々な形で情報が提供されるとすると、ここがしっかりしていないと混乱すると思われる。これは、行政機関と民間では異なると思うが、ガイドラインや Q&A において、指定解除の表示の方法について記載があればよいと思われる。
- 資料 2 の 11 ページに、重要経済安保情報を取り扱う者が、重要経済安保情報保護活用法及び運用基準等に従っていないと思料する場合において行う通報を受け付け、処理する窓口を設置し、公表すると示されている。特定秘密保護法における運用基準も同様の内容が定められており、それとパラレルな形で記載されていると理解している。他方で、この重要経済安保情報の指定・延長・解除については、非公知性などの色々な要素を勘案することになるが、それ自体は法令や運用基準などにのっとり、収集した情報に基づいて最終的な決定判断に至るということであるとすれば、通常の行政上の決定の判断と変わることはないように見える。従って、行政機関が情報の指定、解除等を不適切に行った場合に、これをどうやって正していくかということを考えてときに、通報及びその処理という一種の不正行為を念頭に置いているようなプロセスが記載されていることに違和感がある。12 ページに記載されている行政職員のリテラシーの向上とも関連すると思うが、具体的にどのようなプロセスを想定しているのか伺いたい。

(事務局より回答)

指定しようとする情報を保有し指定しようとする部門において、要件を満たしているかどうかを複数の職員が目線で適正に判断をしていただくというのが最初のチェック段階であると考え。万が一、この最初の段階でチェックが漏れた場合の第二のチェック段階として、現行の特定秘密制度では、行政機関内の自浄作用として、その担当部署ではなく基本的にはいわゆる人事監察の部署に通報窓口が設置されており、本制度でもこれと同様の仕組みを導入しようとしているもの。つまり、同一行政機関内ではあるもののその業務を処理している部署とは別のいわば第三者の目できちんと見ていただくという第二のチェック機能として、行政機関の中に通報窓口を設けるというのが基本的な考え方であり、全ての案件について、通報窓口における処理を通じて行政機関内で適正を確保するものではないということは理解いただきたい。

- 説明していただいたように、当然、通常の行政のプロセスがあった上での通報制度だということですが、少しおどろおどろしい印象を受けるため、その辺の説明を加えていただくのも一案だと思う。
- 我が国に対する攻撃が容易となったり、外国政府との交渉が困難になったりするような情報については、外務省や防衛省などの複数の行政機関が関係する可能性がある。秘匿の必要性の判断や情報指定の判断は各行政機関の長が行うことになるが、責任の所在を考えたときに、行政機関の間での調整や連絡に関して、システムとして考える必要があるのかどうかは気になるため検討状況を伺いたい。

(事務局より回答)

重要経済安保情報保護活用法において、関係行政機関は相互に協力するという規定が存在している。あくまで情報指定する責任は、情報を保有している行政機関ということになるが、指摘のとおり、将来的にその情報が漏えいした場合にどのような影響があるのかということを考える際には、具体的な情報次第ではあるが、場合によっては政府全体で検討していくという場面もあり得る。その場合には、上記の関係行政機関の協力規定を用いてそれぞれの部分を検討し、最終的には情報指定をする行政機関において指定するかどうかを判断していくことになるかと考える。

- 重要経済安保情報保護活用法では、漏えいに関して、個人に対しても刑事罰がかかるとされているところ、同じ情報が民間事業者では営業秘密としても取り扱うことになって

いる場合、悪意を持って漏えいした際には不正競争防止法の罰則も科せられることになる。この点、不正競争防止法の方が刑事罰は重いため、その場合、刑はどちらか一方になると思うが、どのような形で判断が行われることになるのか。最後は判決ということになるかと思うが、教示いただけるとありがたい。

(事務局より回答)

不正競争防止法との関係について、所管の経済産業省からも若干話を聞いたが、ケースバイケースであるため一概には言えないが、不正競争防止法上の営業秘密に該当しうるケースも想定される。他方で、事業者側においては、国から提供を受けた情報が自身の営業秘密であるとは考えていない場合もあり、そのような場合には不正競争防止法違反で立件検挙するということは実態的な問題としては困難だと考えている。

- 第1回諮問会議の際に、岸田内閣総理大臣から、新たな制度と既存の特定秘密保護制度等とシームレスに運用することを念頭に議論いただきたいという発言があった。政府としてはその方針だと思うが、他の委員からも指摘があったとおり、その重要性について改めて強調しておきたい。
- 情報指定要件該当性③の「秘匿の必要性」について、重要経済安保情報保護活用法は「安全保障に支障を与えるおそれ」となっており、特定秘密制度との違いは「著しい」という言葉が付いていないことであると認識している。この点、資料2の7ページと特定秘密保護法の運用基準との違いについて、現段階で明らかであれば教示いただきたい。

(事務局より回答)

特定秘密制度との違いについては、定量的、定性的な基準を設けるのは大変難しいところ。行政職員のリテラシー向上の論点にも関わるが、最終的には、日々の業務においてその情報を取り扱っている行政官として、漏えいした際の影響の度合いをどの程度見積もるかということになるのではないかと考える。だからこそ、行政職員にリテラシーが必要であり、特定秘密と重要経済安保情報との違いを運用基準に明確に文書化することは難しいということについて理解いただきたい。

- 保護管理体制に関しては適切にしていきたいと思うが、資料2の12ページの行政職員のリテラシー向上という項目について、あえて記載していることに何か意味や意図はあるのか。事業者側に要求するのだから行政機関側も記載しているということなのだろうか。もちろん行政機関側のリテラシー向上は重要である。

(事務局より回答)

各行政機関の負担を踏まえて、内閣府がある程度サポートするということを記載することで、各行政機関が積極的に職員のリテラシー向上の教育に励むことを企図して記載した次第である。また、国会審議においても、行政機関側のリテラシー向上については指摘があったことを踏まえて、当然のことではあるが、あえて項目として記載している。

- 他の委員から指摘のあった不正競争防止法との関係について、営業秘密としての要件は満たしている状態と思われるため、行政機関と企業との契約においてどのように規定されているかということに依存するのではないか。

(事務局より回答)

営業秘密の要件の有用性をどのように考えるかということだと理解したが、企業側においては、「この情報は行政機関との契約に基づいて提供を受けているものであり、自身の営利活動においては必ずしも有用性があるものではない」と考えるような場面もある可能性がある。

### (3) 高市内閣府特命担当大臣挨拶

- 本日は第4回重要経済安保情報保護活用諮問会議に出席いただき、御礼を申し上げます。
- 本日は「情報指定及び管理等」についてご議論いただいたが、この制度の運用は、重要経済安保情報の指定から始まることから、まさに制度の根幹となる論点である。
- この情報指定に関しては、国会審議において、要件の明確化を図るべきという指摘があ

ったところ、指定要件の一つである重要経済基盤保護情報については、法文において明確化を図っているが、我が国の手の内を晒すことはできないという、安全保障の観点等も踏まえつつ、「運用基準」においてどのように更なる明確化を図っていくかが検討のポイントになる。

- 本日、委員の皆様から頂戴した意見を今後の検討に活かしてまいりたい。